

群馬県災害ボランティア積立金助成実施要領

(目的)

第1条 本実施要領は、群馬県災害ボランティア積立金設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき、群馬県災害ボランティア積立金（以下、「積立金」という。）を適切かつ有効に活用するため、必要な事項を定めるものとする。

(団体登録)

第2条 群馬県災害ボランティア積立金助成事業の趣旨に賛同し、助成団体登録を希望する団体は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会会長（以下、会長という。）に対して第1号様式の群馬県災害ボランティア積立金助成団体登録申請書（以下「登録申請書」という。）を提出し、審査を受けるものとする。

(審査事項)

- 第3条 会長に提出した登録申請書については、群馬県災害ボランティア積立金運営委員会（以下「運営委員会」という。）において審査を行う。
- 2 運営委員会は、前項の審査において、第6条各号に該当するおそれがある場合あるいは活動実績等が趣旨に反すると認められる団体は、登録を認めないものとする。
 - 3 会長は、審査の結果について、別紙第2号様式により登録希望団体に通知する。
 - 4 発災後、新規に設立された団体等については、事前の団体登録審査が困難であることが想定されることから、会長の専決により登録の可否を判断し、後日、運営委員会に報告をするものとする。

(登録審査に係る細目及び基準)

第4条 上記第3条各号における審査事項基準等については、別紙「群馬県災害ボランティア積立金助成にかかる細目及び基準（以下「細目及び基準」という。）」のとおりとする。

(代表者等の変更)

第5条 登録団体の代表者等に変更があった場合は、すみやかに登録申請書第1号様式により会長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

- 第6条 会長は、第3条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、登録を取り消すことができる。
- (1) 登録申請書等の内容が事実と異なると認められたとき
 - (2) 法令または公序良俗に違反する行為を行ったと認められたとき
 - (3) 信用を傷つける行為を行ったと認められたとき
 - (4) 趣旨に反するような行為を行ったと認められたとき
 - (5) その他、登録団体としてふさわしくないと認められたとき

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録の日の属する年度から3年度とする。

(登録の更新)

第8条 登録の有効期間満了後、引き続き登録を希望する団体は、有効期間満了の1カ月前に更新の手続きをしなければならない。更新を希望する場合は、第1号様式により県社協会長に申請するものとする。

(助成対象期間)

第9条 積立金の助成対象とする初動期間は災害発生時から原則3ヶ月以内とし、災害の規模や支援状況に応じて対象期間を拡大することができる。

(助成対象経費)

第10条 要綱第6条における助成対象事業活動の対象経費、基準等については別紙細目及び基準のとおりとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本積立金の助成実施に関し必要な事項は、運営委員会で定めることができる。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。